

# 小学生バンドフェスティバル東北大会 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本小学生バンドフェスティバル第〇〇回東北大会」という。

(実 施)

第2条 全日本小学生バンドフェスティバル東北大会（以下、東北大会）は、各県から推薦された**団体**が参加して、毎年実施する。

(各県連盟)

第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 |
| (3) 岩手県吹奏楽連盟 | (4) 山形県吹奏楽連盟 |
| (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。

2 理事会は、毎年12月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 参加資格

(参加資格)

第5条 参加資格は、東北吹奏楽連盟（以下、東北吹連）に登録された**団体**で、**同一小学校に在籍、または校外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。**

2 出演者が2つ以上の団体に重複して参加することを認めない。

(入賞取消)

第6条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第3章 演奏・演技

(参加人員)

第7条 参加人員は、自由とする。

(編成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。ただし、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

(演奏時間)

第9条 演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第10条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲は、県予選に用いたものとする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏形態)

第13条 演奏形態は、自由とする。

(服装)

第14条 服装等は、自由とする。

(演奏順序)

第15条 演奏順序は、理事会において決める。

#### 第4章 表彰・審査・代表

(表彰)

第16条 参加団体にトロフィーを贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(審査)

第17条 審査員は、理事会で選出し、理事会が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

第18条 参加団体の中から、その年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数の団体を全日本小学生バンドフェスティバルに推薦する。ただし、東日本学校吹奏楽大会に参加した団体は推薦しない。

#### 第5章 県代表

(県代表)

第19条 各県連盟は、県代表団体を決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第20条 各県連盟は、マーチングコンテストと小学生バンドフェスティバルを通して7団体推薦できる。ただし、小学生バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

(参加費用)

第21条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

#### 第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第22条 東北大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第23条 東北大会実行委員には、東北吹連役員と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第24条 その他の開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

第25条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

#### 附則

この規定は、平成19年4月21日より実施する。

この規定は、平成25年4月27日一部規定改定。

この規定は、平成29年2月4日一部規定改定。

この規定は、平成30年2月3日一部規定改定。

この規定は、令和元年11月30日一部規定改定。

この規定は、令和3年4月24日一部規定改定。

### 小学生バンドフェスティバル東北大会 審査内規

- 第1条 この内規は、小学生バンドフェスティバル東北大会実施規定第17条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は、「演奏技術」「総合表現」の2項目について10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。
- 1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
  - 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。
- 第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。
- 第6条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。
- 第7条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

#### 附則

- この内規は、平成18年12月2日より実施する。
- この内規は、平成21年4月25日一部内規改定。
- この内規は、平成29年2月4日一部内規改定。
- この内規は、平成30年2月3日一部内規改定。
- この内規は、令和3年4月24日一部内規改定。

# マーチングコンテスト東北大会 実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本マーチングコンテスト第〇〇回東北大会」という。

(実 施)

第2条 全日本マーチングコンテスト東北大会(以下、東北大会)は、各県から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。

(各県連盟)

第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 |
| (3) 岩手県吹奏楽連盟 | (4) 山形県吹奏楽連盟 |
| (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会(以下、理事会)で決める。

2 理事会は、毎年12月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 実施区分および参加資格

(実施区分)

第5条 実施区分は「中学校の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学校の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

(参加資格)

第6条 参加資格は、東北吹奏楽連盟(以下、東北吹連)に登録された団体で次の通りとする。

(1) 中学校

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

(2) 高等学校

団体構成メンバーは、同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

(3) 大学

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般

団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して参加することは、認めない。

## 第3章 県 代 表

(県代表)

第7条 各県連盟は、県代表団体を決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第8条 各県連盟は、マーチングコンテストと小学生バンドフェスティバルを通し7団体推薦できる。ただし、小学生バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

2 県代表7団体の他に、ビギナーの部に参加した団体は、県大会で演奏した後に東北大会に参加できることとする。

3 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に参加できない。

(参加費用)

第9条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

(演奏順序)

第10条 演奏順序と部門順序は理事会において決定する。

#### 第4章 演奏演技

(参加人員)

第11条 参加人員は、81名以内（DMを含む、指揮者は含まない）とする。

(演奏方法)

第12条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとする。ただし、ビギナーの部は任意の2つの規定課題を行うものとする。

(編成)

第13条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

(演奏時間)

第14条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間を超過した場合は、審査の対象としない。ただし、ビギナーの部の演奏時間は5分以内とする。

(演奏曲目)

第15条 演奏曲は、県予選に用いたものとする。

(著作権)

第16条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

#### 第5章 審査・表彰

(審査員)

第17条 審査員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(規定審判員)

第18条 規定課題を判定する規定審判員を2名おく。

2 規定審判員は主管連盟役員が行う。

3 減点の基準については、「マーチングコンテスト東北大会審査内規」による。

(表彰)

第19条 参加団体にトロフィーを贈る。また、表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(代表)

第20条 「中学校の部」「高等学校以上の部」の中から、その年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数の団体を全日本マーチングコンテストに推薦する。

## 第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第21条 東北大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 東北大会実行委員には、東北吹連役員と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第23条 その他の開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

第24条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

### 附則

この規定は、平成15年12月6日より実施する。

この規定は、平成19年4月21日一部規定改定。

この規定は、平成20年12月6日一部規定改定。

この規定は、平成25年4月27日一部規定改定。

この規定は、平成29年2月4日一部規定改定。

この規定は、平成30年2月3日一部規定改定。

この規定は、令和元年11月30日一部規定改定。

この規定は、令和3年4月24日一部規定改定。

### マーチングコンテスト東北大会 審査内規

第1条 この内規は、マーチングコンテスト東北大会実施規定第17条・第18条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」4項目について5段階で評価する。

第3条 規定課題の不合格による減点については、以下のように扱うものとする。

・ 1課題について、総合得点から10点を減点する。

第4条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は、次の通りとする。

1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票を行う。

第6条 第5条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第7条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

第8条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

### 附則

この内規は、平成15年12月6日より実施する。

この内規は、平成19年4月21日一部内規改定。

この内規は、平成 21 年 4 月 25 日一部内規改定。

この内規は、平成 30 年 2 月 3 日一部内規改定。

マーチングコンテスト・**小学生**バンドフェスティバル（以下マーチング）の  
県代表数についての申し合わせ事項

- 第 1 条 この申し合わせは、「マーチングの代表数 7」を満たすことができない県が出た場合の代表枠を、他県に割り振る方法について定めるものである。
- 第 2 条 各県事務局は、その年度の県大会参加締め切り日に東北事務局に参加団体数を大会毎・部門毎に報告する。
- 第 3 条 東北事務局は 6 県からの報告を取りまとめ、全体で満たされない代表数を算出する。
- 第 4 条 その代表数を他県に割り振る場合、以下の優先順位で決定する。
- 1 東北大会開催県
  - 2 「全日本マーチングコンテスト」参加数の 1 番目に多い県
  - 3 「全日本マーチングコンテスト」参加数の 2 番目に多い県
  - 4 以下は「全日本マーチングコンテスト」参加数の次に多い県
- 第 5 条 取りまとめ後に事務局は直ちに理事長に報告し、理事長は各県理事長に伝える。
- 第 6 条 割り振られた代表団体の演奏順を決める抽選番号は、代表数より不足した県の一番小さい数字を割り当てるものとする。ただし、不足した県が複数の場合は、東北事務局が割り振る。
- 第 7 条 代表枠を多く割り振られた県は、代表を出す部門を独自に決定できる。
- 第 8 条 この申し合わせ事項は、理事会の議決により改定することができる。

附則

この申し合わせは、平成 25 年 4 月 27 日より実施する。

この申し合わせは、令和 3 年 4 月 24 日一部改定。

